

質問書に対する回答

(件名) 東京湾アクアライン連絡道 金田高架橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書7-(6) 公共施設関係	木更津市金田第二駐車場に資機材等を存置しないものとする記載があります。これは、作業ヤードを明示する単管バリケード等や、作業に必要な足場の存置は可能だが、その他資機材の存置は不可という意味でしょうか。	そのようにお考えください。
2	特記仕様書7-(6) 公共施設関係	工程促進のため、金田高架橋 P13～P20を同時に施工することは可能でしょうか。又は、閲覧資料「2編5章 金田高架橋施工計画書 §6. 工事工程表」の通り、1橋ずつ施工しなければいけないのでしょうか。木更津市金田第二駐車場における施工の制限についてご教示ください。	工事工程については、指定するものではございません。貴社の施工計画を元にお考えください。なお、金田第二駐車場については、参考図607/667の通り、最低50台分の駐車場スペースの確保が必要となります。
3	特記仕様書23-2 構造物掘削	特殊部B2の大型土のうの土は小櫃川第一橋下（土は国交省管理）の土を使用するのでしょうか。または、小櫃川第二橋下土砂仮置場の土を使用するのでしょうか。	R5.4.6 回答No.4および特記仕様書6-1-1の通り、小櫃川第一橋下の土取場の土を使用するものとお考えください。
4	単価表 型枠TH	小櫃川第一橋 数量計算書について、 §2.P1～P13では型わく工の普通部と円形部のそれぞれの数量を計算していますが、 §1. 数量集計表では型わく工THの数量が普通部と円形部のどちらかしか計上されていません。 積算においては、§1と§2のどちらの数量を採用するかご教示願います。	§2の数量とお考えください。
5	単価項目 構造物掘削 特殊部B1～B3	単価表項目「特殊掘削B1～B3」について 特記23-2-1 (2)において摘要欄に「購入材」とだけ記載されています。この文面から判断すると土留め工すべて（矢板、切梁、火打ち等）が購入材となります。 ①すべて購入品でよろしいでしょうか。（H鋼等は事務所にて再利用？） ②使用後の処理方法（置き場等、スクラップ）が不明ですので、取り扱いについてご教示ください。	土留め工に使用する鋼矢板のみ購入材と考えております。また購入材の使用後の処理方法については指定するものではございませんが、処理方法についてはスクラップ処理を想定しております。
6	割掛対象表 仮設材等運搬費 A, B	上記質問に関連して山留め材がすべて購入材とした場合は、割掛対象表「仮設材等運搬費A」について整合がとれないと考えます。この項目の必要な計上内容をご教示ください。	割掛対象表に示す割掛け先の契約項目に含まれる仮設材全ての運搬費とお考えください。